

令和5年2月16日

保安管理業務を受託している
電気管理技術者及び電気保安法人の皆様へ

自家用電気工作物に係る年次点検の着実な実施等について（注意喚起）

平素より産業保安行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、高圧受電等の自家用電気工作物は、経年劣化により、絶縁の低下、保護装置が正常に動作しないなどの不具合が発生するおそれがあり、この場合感電事故や波及事故などの電気事故をひき起こす可能性があります。

これを防止するため、電気事業法では、設置者が保安規程のなかで日頃の点検や定期的な検査について定めるよう規定しており、更に、電気主任技術者が行う保安管理業務を外部に委託契約している事業場（以下、「外部委託事業場」という。）については、毎年、**年次点検の実施**を義務づけています。

今年度の立入検査においても、外部委託事業場において**年次点検の未実施の事例**が複数確認されましたので、電気事故を未然に防止するため、受託されている外部委託事業場においては**年次点検を着実に実施**してください。

また、外部委託事業場において、**①無停電による年次点検の採用、②月次点検頻度の延伸に係る絶縁監視装置は（別紙）のとおり一定の条件を満たさなければなりません**ので、該当する外部委託事業場におかれましては、一定の条件を満たしているか否か自家用電気工作物の設置者とよくご相談のうえ、ご判断ください。

なお、立入検査等において、悪質な法令違反が認められる場合、電気事業法施行規則第53条第3項に規定される職務誠実義務違反により、**主任技術者免状の返納**の対象となるおそれがありますので、ご注意ください。

<お問い合わせ先>

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎本館8階

九州産業保安監督部 電力安全課 自家用係

TEL : 092-482-5521 FAX : 092-482-5973

<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp>

1. 無停電による年次点検

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和4年9月12日付け20220830保局第1号）4.（7）③（抜粋）

- ③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。
- イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、ロと同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）
- ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。
- （イ） 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
 - （ロ） 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。
 - （ハ） 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
 - （ニ） 非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。
 - （ホ） 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。
 - （ヘ） 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2.（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

【参考資料】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/nenjitenken.pdf

2. 月次点検頻度の延伸に係る絶縁監視装置

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和4年9月12日付け20220830保局第1号）4.（7）⑤（抜粋）

- ⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。
- イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。